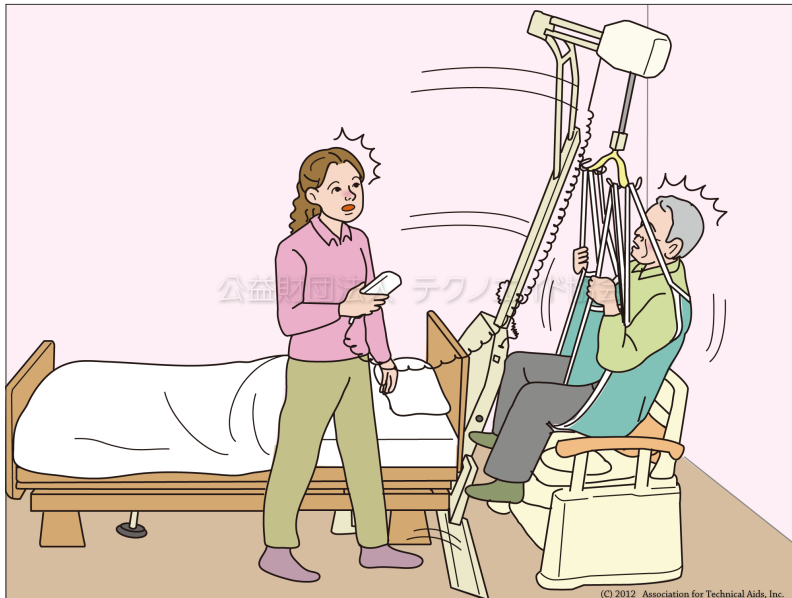


Case : 261

利用者を降ろそうとしたところ、本体が倒れそうになる

場面の説明

本来使用してはいけない範囲までリフトのアームを傾けて利用者を降ろそうとしたため、本体ごと傾いてしまった



利用シーン

移乗

主な利用場所

寝室

介護保険の種目

移動用リフト（つり具の部分を除く）

分類コード (CCTA95)

123615(機器用設置型リフト)

介護テクノロジー

—

二次元バーコード



解説

この事例のような据置式リフトは、ベッドの重さを利用するものと、広いベースの面積を確保することにより自立するものがあります。いずれの製品でも荷重をかけて移動できる範囲は限られており、支柱を中心にベッドの反対側までは移動することができません。据置式リフトを利用する際にはポータブルトイレや車いすなどの配置についても検討し、使用上の注意点をよく理解したうえで取り扱うことが大切です。

参考要因

- 人：リフトが倒れることを想定できなかった
- 人：使用上の注意をしっかりと伝えていなかった
- 人：商品の特性を理解していなかった
- モノ：荷重をかけて移動できる範囲が限られていた